

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約運用基準 新旧対照表

下線部が変更箇所

変更案	現行
<u>10 ステルスマーケティングの禁止について</u> <u>（規約第13条の2、施行規則第36条関係）</u> <u>(1)「事業者が自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示」とは、次のようなものをいう。</u> <u>ア 事業者が自ら行う表示（事業者が自ら表示しているにもかかわらず第三者が表示しているかのように誤認させる表示を含む。）</u> <u>イ 事業者が第三者をして行わせる表示であって、事業者が第三者の表示内容の決定に関与しているもの</u> <u>(2)「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難となる表示」かどうかに当たっては、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっているかどうか、第三者の表示であると一般消費者に誤認されないかどうかを表示全体から判断する。</u>	(新設)
<u>11 不当表示の禁止について</u> <u>（規約第14条関係）</u> 「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合をいう。	<u>10</u> (略)

附 則

この運用基準の変更は、令和7年10月1日から施行する。